

## 野々市市地域生活支援事業実施要綱

制 定	平成 18 年野々市町告示第 82 号 (平成 18 年 10 月 1 日)
一部改正	平成 19 年野々市町告示第 63 号 (平成 19 年 6 月 11 日)
一部改正	平成 20 年野々市町告示第 87 号 (平成 20 年 6 月 30 日)
一部改正	平成 21 年野々市町告示第 50 号 (平成 21 年 3 月 27 日)
一部改正	平成 22 年野々市町告示第 58 号 (平成 22 年 4 月 1 日)
一部改正	平成 23 年野々市町告示第 126 号 (平成 23 年 11 月 10 日)
一部改正	平成 24 年野々市市告示第 130 号 (平成 24 年 10 月 31 日)
一部改正	平成 25 年野々市市告示第 56 号 (平成 25 年 4 月 1 日)
一部改正	平成 26 年野々市市告示第 51 号 (平成 26 年 4 月 1 日)
一部改正	平成 27 年野々市市告示第 53 号 (平成 27 年 4 月 1 日)
一部改正	平成 27 年野々市市告示第 162 号 (平成 27 年 12 月 28 日)
一部改正	平成 28 年野々市市告示第 57 号 (平成 28 年 3 月 31 日)
一部改正	平成 28 年野々市市告示第 145 号 (平成 28 年 11 月 1 日)
一部改正	平成 29 年野々市市告示第 32 号 (平成 29 年 3 月 24 日)

## 目次

第 1 章	総則 (第 1 条—第 3 条)
第 2 章	相談支援事業 (第 4 条—第 7 条)
第 3 章	コミュニケーション支援事業 (第 8 条—第 13 条)
第 4 章	日常生活用具給付事業 (第 14 条—第 21 条)
第 5 章	移動支援事業 (第 22 条—第 30 条)
第 6 章	重度身体障害者訪問入浴サービス事業 (第 31 条—第 41 条)
第 7 章	日中一時支援事業 (第 42 条—第 50 条)
第 8 章	自動車運転免許取得費助成事業 (第 51 条—第 56 条)
第 9 章	自動車改造助成事業 (第 57 条—第 62 条)
第 10 章	地域活動支援センター事業 (第 63 条—第 72 条)

- 第11章 生活サポート事業（第73条—第81条）
  - 第12章 視聴覚障害者生活支援事業（第82条—第91条）
  - 第13章 介助用自動車改造費助成事業（第92条—第98条）
  - 第14章 利用者負担額（第99条—第103条）
  - 第15章 補則（第104条—第105条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、市が実施する地域生活支援事業について必要な事項を定めるものとする。

### （実施する事業）

第2条 市が実施する地域生活支援事業は、次のとおりとする。

- （1）相談支援事業
- （2）コミュニケーション支援事業
- （3）日常生活用具給付事業
- （4）移動支援事業
- （5）重度身体障害者訪問入浴サービス事業
- （6）日中一時支援事業
- （7）自動車運転免許取得費助成事業
- （8）自動車改造助成事業
- （9）地域活動支援センター事業
- （10）生活サポート事業
- （11）視聴覚障害者生活支援事業
- （12）介助用自動車改造費助成事業

### （事業者に委託する事業）

第3条 市長は、前条第1号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号及び第11号の事業を事業者（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

## 第2章 相談支援事業

### （事業の内容）

第4条 この事業は、障害者及び障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

### （具体的な業務）

第5条 この事業は、次の業務を実施することにより、利用者のニーズに応じた総合的な相談を行う。

- （1）福祉サービスの利用援助
- （2）社会資源を活用するための支援
- （3）社会生活力を高めるための支援

- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 住宅等入居のための支援

(対象者)

第6条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者（法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した住所地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した住所地）が本市であるものを含む。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当するもの及びその家族とする。ただし、同項の規定により他の市町村から支給決定を受けている者（以下「他市町村支給決定者」という。）は、対象者としなない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）
  - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者保健福祉手帳所持者」という。）
  - (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）
  - (5) 医師により発達に障害があると診断された者
- (費用負担)

第7条 この事業に係る利用者の負担額は、無料とする。

### 第3章 コミュニケーション支援事業

(事業の内容)

第8条 この事業は、聴覚障害者及び聴覚障害児の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を支援するため、手話通訳又は要約筆記が必要な者に対し、登録された手話通訳者（以下「登録通訳者」という。）を派遣する。

2 登録通訳者は、次のとおりとする。

- (1) 石川県登録手話通訳者名簿に登録されている者
- (2) 石川県が主催する要約筆記奉仕員養成講座基礎・応用課程を修了した者で、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会が認めた者
- (3) その他前2号に規定する者と同等の能力を有すると野々市市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が認めた者

(対象者)

第9条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、聴覚障害者及び聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要のあるものとする。ただし、他市町村支給決定者は、対象者としなない。

(申請)

第10条 登録通訳者の派遣を受けようとする者は、個人の場合は、手話通訳派遣を受け

ようとする日の3日前、要約筆記派遣を受けようとする日の5日前、団体の場合は、手話通訳又は要約筆記派遣のいずれにおいても2週間前までに、手話通訳・要約筆記派遣申請書（別記様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（派遣の決定）

第11条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定し、手話通訳・要約筆記派遣決定通知書（別記様式第2号）又は、手話通訳・要約筆記派遣却下通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 登録通訳者を派遣する区域は、原則として市内及び近隣市町の範囲内とする。

3 手話通訳又は要約筆記によるコミュニケーションの内容等が次のいずれかに該当する場合は、派遣しないものとする。

（1）営利を目的とするもの

（2）娯楽に関するもの

（3）政治団体や宗教団体の行う活動に関するもの

（4）派遣を申し出る理由等が不明確であるもの

（5）主催団体等が、登録通訳者の費用を負担するもの

（6）その他、福祉事務所長が適当でないと思えたもの

（費用負担）

第12条 この事業に係る申請者の負担額は、無料とする。ただし、要約筆記に係る実費については、申請者の負担とする。

（登録通訳者への支払い）

第13条 市長は、申請者が登録通訳者の派遣を受けたときは、派遣した事業者に対し、当該派遣に要した費用から申請者の実費負担額を差し引いた額を支払うものとする。

2 市長は、前項に規定する費用を支払う場合は、月単位で集計された請求書を翌月10日までに取りまとめ、当該請求書を受理した日から30日以内に事業者を支払うものとする。

## 第4章 日常生活用具給付事業

（事業の内容）

第14条 この事業は、重度障害者等の日常生活上の便宜を図ることを目的とし、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付する。

（用具の種類）

第15条 この事業により給付する用具は、別表1の種目欄に掲げるとおりとする。

（対象者）

第16条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、原則として在宅のもの（ストマ装具対象者を除く。）であって、別表1対象者欄に規定するものとする。ただし、当該者又は当該者と同一の世帯に属する者（18歳以上の者にあつては、その配偶者に限る。以下同じ。）について、第18条第1項の規定による給付決定を行おうとする月の属する年度（当該月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）

の額が 46 万円以上の者又は他市町村支給決定者は、対象者としなない。

(申請)

第 17 条 用具の給付を受けようとする者(対象者、その保護者又はその扶養義務者)は、日常生活用具給付申請書(別記様式第 4 号)を福祉事務所に提出しなければならない。ただし、居宅生活動作補助用具の給付を希望する場合は、住宅改修費給付申請書(別記様式第 5 号)に、工事図面及び見積書を添付して福祉事務所に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、難病患者等で用具の給付を受けようとするもの(対象者、その保護者又はその扶養義務者)は、日常生活用具給付申請書に診断書(別記様式第 4 号の 2)を添付して福祉事務所に提出しなければならない。ただし、居宅生活動作補助用具の給付を希望する場合は、住宅改修費給付申請書に、工事図面、見積書及び診断書を添付して福祉事務所に提出しなければならない。

(給付の決定)

第 18 条 福祉事務所に提出を受けたときは、調査書(別記様式第 6 号)を作成し、その内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所に提出を受けたときは、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第 7 号)及び日常生活用具給付券(別記様式第 8 号)を、住宅改修費の給付を行うことを決定したときは、住宅改修費給付決定通知書(別記様式第 10 号)及び住宅改修費給付券(別記様式第 11 号)をそれぞれ申請者に交付するものとする。

3 福祉事務所に提出を受けたときは、日常生活用具(住宅改修費)給付却下通知書(別記様式第 12 号)により、申請者に通知するものとする。

4 既に給付を受けている用具と同一の用具は、前回の給付日から別表 1 の耐用年数欄に規定する期間を経過していないときは、給付しない。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となったときは、この限りでない。

(費用の負担)

第 19 条 用具の給付を受けた申請者は、別表 1 に掲げる当該用具の購入に要する費用(この条において「基準額」という。)を上限とし、当該用具の購入に要した費用の 100 分の 10 に相当する額を事業者を支払うものとする。ただし、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が第 18 条第 1 項の規定による給付決定を受けた月の属する年度(当該月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)に該当するとき又は用具の給付を受けた月において被保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)に該当するときは、無料とする。

2 用具の購入に要した費用が基準額を超えた場合、その超えた額は、全額申請者の負担とする。

(事業者への支払い)

第 20 条 市長は、申請者が用具の給付を受けたときは、当該用具を給付した事業者に対し、当該用具の給付に要した費用から申請者の負担額を差し引いた額を支払うものと

する。

2 市長は、前項に規定する費用を支払う場合は、月単位で集計された請求書を翌月 10 日までに取りまとめ、当該請求書を受理した日から 30 日以内に事業者を支払うものとする。

(用具の管理)

第 21 条 用具の給付を受けた者は、当該用具の給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

## 第 5 章 移動支援事業

(事業の内容)

第 22 条 この事業は、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児の自立と社会参加の促進を目的とし、外出のために必要な支援（ガイドヘルプをいう。）を行う。

(対象者)

第 23 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものであって、福祉事務局長が外出時に支援が必要と認めたものとする。ただし、別表 2 に掲げる個別支援型については、第 1 号に掲げる者のうち視覚障害者を除く。

(1) 身体障害者手帳所持者で、視覚障害者又は体幹若しくは両上下肢の障害で 1 級に相当する障害を有する者

(2) 療育手帳所持者

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

(4) 難病患者等のうち、障害及びその程度が第 1 号に規定するものと同程度であるもの

(5) 医師により発達に障害があると診断された者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者（視覚障害者のうち歩行が可能なものを除く。）又は他市町村支給決定者は、対象者としなない。

(1) 65 歳以上の者

(2) 40 歳以上 65 歳未満の者で、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条に規定する特定疾病に罹患しているもの

(申請)

第 24 条 移動支援事業のサービスを受けようとする者（対象者、その保護者又はその扶養義務者をいう。）は、地域生活支援事業サービス利用申請書（別記様式第 13 号）を、福祉事務局長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第 25 条 福祉事務局長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、移動支援事業利用決定（却下）通知書（別記様式第 14 号。第 28 条において「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務局長は、前項の規定により移動支援事業の利用を決定したときは、移動支援事業利用委託通知書（別記様式第 15 号）により、受託者に通知するものとする。

(変更申請)

第 26 条 前条第 1 項の利用決定を受けた申請者は、移動支援事業の利用期間等を変更しようとするときは、地域生活支援事業サービス利用変更申請書（別記様式第 16 号）を福祉事務局長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第 27 条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、移動支援事業利用変更決定（却下）通知書（別記様式第 17 号。次条において「変更決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により移動支援事業の利用を変更することを決定したときは、移動支援事業利用変更委託通知書（別記様式第 18 号）により、受託者に通知するものとする。

(利用の方法及び利用時間)

第 28 条 利用者が移動支援事業のサービスを利用するときは、受託者に決定通知書又は変更決定通知書を提示し、依頼するものとする。

2 利用時間は 30 分を単位とし、1 月の利用時間は 30 時間までとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(費用負担)

第 29 条 申請者は、別表 2 に掲げる当該利用に要する費用の 100 分の 10 に相当する額を受託者に支払うものとする。ただし、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が第 25 条第 1 項の規定による決定を受けた利用期間の初日の属する年度（当該日が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者に該当するとき又は移動支援事業のサービスを利用した月において被保護者に該当するときは、無料とする。

2 交通費（ガソリン代等）、チケット代、入場料、食事等に要した費用については、実費負担として、申請者が受託者に支払うものとする。

(利用の期間)

第 30 条 移動支援事業を利用できる期間は、第 25 条第 1 項の規定による決定の日から起算して 1 年以内とする。

## 第 6 章 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

(事業の内容)

第 31 条 この事業は、重度身体障害者の心身機能の維持を目的とし、単独で入浴することが困難な者に対し、入浴車を派遣して入浴サービスを提供する。

(対象者)

第 32 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、身体障害者手帳の下肢障害又は体幹障害の 1 級又は 2 級の所持者（難病患者等のうち、障害及びその程度が同程度であるものを含む。）であつて、在宅における入浴及び身体障害者デイサービス事業の利用による入浴が困難なものとする。ただし、次のいずれかに該当する者又は他市町村支給決定者は、対象者とししない。

(1) 65 歳以上の者

(2) 40 歳以上 65 歳未満の者で、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条に規定する特定疾病に罹患しているもの

(3) 感染症疾患があると医師が認めた者

(4) その他福祉事務所長が適当でないと思つた者

(利用回数)

第 33 条 入浴サービスを利用できる回数は、対象者 1 人につき週 2 回までとする。ただ

し、福祉事務所長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(申請)

第 34 条 入浴サービスを受けようとする者(対象者、その保護者又はその扶養義務者をいう。)は、地域生活支援事業サービス利用申請書に診療情報提供書(別記様式第 19 号)を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第 35 条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、入浴サービスの可否を決定し、訪問入浴サービス事業利用決定(却下)通知書(別記様式第 20 号)により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により入浴サービスの利用を決定したときは、訪問入浴サービス事業利用委託通知書(別記様式第 21 号)により、受託者に通知するものとする。

(変更申請)

第 36 条 前条第 1 項の規定により利用決定を受けた申請者は、入浴サービスの利用期間等を変更しようとするときは、地域生活支援事業サービス利用変更申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第 37 条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、訪問入浴サービス事業利用変更決定(却下)通知書(別記様式第 22 号)により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により入浴サービスの利用を変更することを決定したときは、訪問入浴サービス事業利用変更委託通知書(別記様式第 23 号)により、受託者に通知するものとする。

(利用の期間)

第 38 条 入浴サービスを利用できる期間は、第 35 条第 1 項の規定による決定の日から起算して 1 年以内とする。

(利用者等の遵守事項)

第 39 条 申請者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入浴サービスを受ける際には、対象者の家族等が立会い、入浴の介助等に協力すること。

(2) 健康上又はその他の理由により入浴サービスを受けることができなくなったときは、速やかに受託者にその旨を届け出ること。

(3) その他入浴サービスを利用するときは、受託者の指示に従うこと。

(利用の中止等)

第 40 条 福祉事務所長は、対象者が第 32 条の規定に該当しなくなったときは、当該対象者に係る入浴サービスの提供を中止し、又は取り消すものとし、訪問入浴サービス事業利用中止(取消)決定通知書(別記様式第 24 号)により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により入浴サービスの提供を中止し、又は取り消しを決定したときは、訪問入浴サービス事業利用委託中止(取消)通知書(別記様式第 25 号)により、受託者に通知するものとする。

(費用負担)

第 41 条 申請者は、別表 3 に掲げる当該利用に要する費用の 100 分の 10 に相当する額を受託者に支払うものとする。ただし、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が第 35 条第 1 項の規定による決定を受けた利用期間の初日の属する年度（当該日が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者に該当するとき又は入浴サービスを利用した月において被保護者に該当するときは、無料とする。

## 第 7 章 日中一時支援事業

### （事業の内容）

第 42 条 この事業は、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、日中、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等（以下この章において「一時サービス」という。）を行う。

### （対象者）

第 43 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、日中において監護する者がいないため、一時的に支援が必要な次のいずれかに該当するものとする。

- （1）身体障害者手帳所持者
- （2）療育手帳所持者
- （3）精神障害者保健福祉手帳所持者
- （4）難病患者等
- （5）医師により発達に障害があると診断された者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- （1）次に掲げる者（視覚障害者のうち歩行が可能なものを除く。）

ア 65 歳以上の者

イ 40 歳以上 65 歳未満の者で、介護保険法施行令第 2 条に規定する特定疾病に罹患しているもの

- （2）福祉事務所長が疾病その他の理由により介護することが不適當であると認めた者
- （3）他市町村支給決定者

### （利用日数）

第 44 条 一時サービスを利用できる 1 月当たりの日数は、1 日当たり 4 時間以内の利用については、当該月の日数から 8 日を控除した日数以内とし、4 時間を超える利用については、当該月の日数から 8 日を控除した日数の 2 分の 1 以内の日数とする。ただし、月の合計利用日数は、当該月の日数から 8 日を控除した日数を限度とする。

### （申請）

第 45 条 一時サービスを受けようとする者（対象者、その保護者又はその扶養義務者をいう。）は、地域生活支援事業サービス利用申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

### （利用の決定）

第 46 条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、日中一時支援事業利用（変更）決定（却下）通知書（別記様式第 28 号）により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用を決定したときは、日中一時支援事業利用

決定（変更）委託通知書（別記様式第 29 号）により、受託者に通知するものとする。

（変更申請）

第 47 条 申請者は、一時サービスの内容等を変更しようとするときは、地域生活支援事業サービス利用変更申請書を福祉事務所に提出しなければならない。

（変更の決定）

第 48 条 福祉事務所に提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の変更の可否を決定し、日中一時支援事業利用（変更）決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所に提出されたときは、日中一時支援事業利用決定（変更）委託通知書により、受託者に通知するものとする。

（利用の期間）

第 49 条 一時サービスを利用できる期間は、第 46 条第 1 項の規定による決定の日から起算して 1 年以内とする。

（費用負担）

第 50 条 申請者は、別表 5 に掲げる当該利用に要する費用の 100 分の 10 に相当する額を受託者に支払うものとする。ただし、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が第 46 条第 1 項の規定による決定を受けた利用期間の初日の属する年度（当該日が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者に該当するとき又は一時サービスを利用した月において被保護者に該当するときは、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、一時サービスに要した費用が別表 5 に掲げる費用を超えた場合、その超えた額は、全額申請者の負担とする。

3 送迎（別表 5 第 2 項に規定する送迎を除く。）、食事、教材費等に要した費用については、実費負担として、申請者が受託者に支払うものとする。

## 第 8 章 自動車運転免許取得費助成事業

（事業の内容）

第 51 条 この事業は、重度身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とし、自動車運転免許（以下「免許」という。）の取得に要する経費を助成する。

（対象者）

第 52 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、第 3 号及び第 4 号に該当するものとする。ただし、他市町村支給決定者は、対象者としなない。

(1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級（下肢又は体幹機能障害にあつては、3 級を含む。）であるものとして記載されているもの

(2) 難病患者等のうち、障害の程度が前号に規定する程度と同程度であるもの

(3) 免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる者であつて、社会復帰に資するために免許を取得したもの

(4) 過去において石川県身体障害者自動車運転免許取得費助成事業又はこの章に定める自動車運転免許取得費助成事業による助成を受けていない者

（助成額）

第 53 条 助成額は、自動車学校等で免許を取得した経費の 3 分の 2 以内で、10 万円を限度とする。ただし、助成額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

(申請)

第 54 条 免許取得費の助成を受けようとする者は、免許取得後 6 か月以内に、自動車運転免許取得費助成申請書(別記様式第 30 号)に、身体障害者手帳の写、運転免許証の写及び免許取得費に係る証明書を添付し、福祉事務所に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 55 条 福祉事務所に提出を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、自動車運転免許取得費助成決定(却下)通知書(別記様式第 31 号)により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第 56 条 市長は、前条により助成の決定を申請者に通知したときは、その月の翌月の末日までに助成金を支給するものとする。

## 第 9 章 自動車改造助成事業

(事業の内容)

第 57 条 この事業は、重度身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とし、就労等に必要とする自動車の取得又は当該自動車の改造に要する経費の一部を助成する。

(対象者)

第 58 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、第 3 号から第 5 号までに該当するものとする。ただし、他市町村支給決定者は、対象者とししない。

- (1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害(下肢、上肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が 1 級又は 2 級であるものとして記載されているもの
- (2) 難病患者等のうち、障害の程度が前号に規定する程度と同程度であるもの
- (3) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者。ただし、当該自動車において、改造後 6 か月を経過したものを除く。
- (4) 改造を行った月の属する年の前年(1 月から 6 月までの間の自動車改造にあつては、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に規定する当該月の特別障害者手当の所得制限限度額(第 94 条において「特別障害者手当の所得制限限度額」という。)を超えない世帯に属する者
- (5) 過去 5 年間にこの章に定める自動車改造助成事業による助成を受けていない者

(助成額)

第 59 条 助成額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する額とし、10 万円を限度とする。ただし、助成額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

(申請)

第 60 条 改造費の助成を受けようとする者は、自動車改造助成申請書(別記様式第 32 号)に、改造を行った業者の見積書等(改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)、国土交通省が定める指定部品を装着し道路運送車両の保安基準に適合していることがわかる書類、運転免許証の写及び改造後の自動車に係る自動車検査証又は軽自動車届

出済証の写を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 61 条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、自動車改造助成決定(却下) 通知書(別記様式第 33 号)により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第 62 条 市長は、前条により助成の決定を申請者に通知したときは、その月の翌月の末日までに助成金を支給するものとする。

## 第 10 章 地域活動支援センター事業

(事業の内容)

第 63 条 この事業は、障害者及び障害児の地域生活の支援を目的とし、地域活動支援センター(以下この章において「支援センター」という。)において、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の支援(第 65 条において「基礎的事業」という。)を行うほか、この要綱に定める相談支援又は社会適応訓練等のサービスを行う。

(対象者)

第 64 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、他市町村支給決定者は、対象者としない。

- (1) 身体障害者手帳所持者
- (2) 療育手帳所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者
- (4) 精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者
- (5) 法第 54 条第 3 項の規定による自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者
- (6) 難病患者等
- (7) 医師により発達に障害があると診断された者

(支援センターの事業内容等)

第 65 条 支援センターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターⅠ型 基礎的事業の実施に加えて、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解を深めるための普及等の事業を実施するものとし、併せて相談支援事業を実施するものとする。
- (2) 支援センターⅡ型 基礎的事業の実施に加えて、地域生活の支援を実施するものとする。
- (3) 支援センターⅢ型 基礎的事業の実施に加えて、地域生活の支援を実施するものとする。

2 事業実施に当たっての職員の配置は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターⅠ型 基礎的事業に従事する職員 2 名以上(そのうち 1 名は専任者とする。)及びその他職員 1 名以上を配置し、そのうち 2 名以上を常勤とする。
- (2) 支援センターⅡ型 基礎的事業に従事する職員 2 名以上(そのうち 1 名は専任者とする。)及びその他職員 1 名以上を配置し、そのうち 1 名以上を常勤とする。

(3) 支援センターⅢ型 基礎的事業に従事する職員2名以上（そのうち1名は専任者とする。）を配置し、そのうち1名以上を常勤とする。

3 支援センターの利用者数は、次のとおりとする。

(1) 支援センターⅠ型 1日当たりの実利用人数が、おおむね20名以上とする。

(2) 支援センターⅡ型 1日当たりの実利用人数が、おおむね15名以上とする。

(3) 支援センターⅢ型 1日当たりの実利用人員が、おおむね10名以上とする。

4 支援センター事業を実施する者は、法人格を有していなければならない。

(申請)

第66条 支援センター事業のサービスを利用しようとする者（対象者、その保護者又はその扶養義務者をいう。）は、地域生活支援事業サービス利用申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第67条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、地域活動支援センター事業利用（変更）決定（却下）通知書（別記様式第34号）により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支援センター事業のサービスの利用を決定したときは、地域活動支援センター事業利用（変更）委託通知書（別記様式第35号）により、受託者に通知するものとする。

(変更申請)

第68条 前条第1項の規定により利用決定を受けた申請者は、支援センター事業のサービスの内容等を変更しようとするときは、地域生活支援事業サービス利用変更申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第69条 福祉事務所長は、前条の変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、地域活動支援センター事業利用（変更）決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の変更を決定したときは、地域活動支援センター事業利用（変更）委託通知書により、受託者に通知するものとする。

(利用日数)

第70条 支援センターⅡ型又は支援センターⅢ型のサービスを利用できる1月当たりの日数は、日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成18年障障発第0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に規定する日中活動サービス等の支給決定日数と合わせて当該月の日数から8日を控除した日数以内とする。

(利用の期間)

第71条 支援センターⅡ型又は支援センターⅢ型のサービスを利用できる期間は、第67条第1項の規定による決定の日から起算して1年以内とする。

(費用負担)

第72条 支援センターⅠ型のサービスに係る利用者の負担額は、無料とする。

2 支援センターⅡ型又は支援センターⅢ型のサービスを受けた申請者は、別表6第1項（市外に所在する支援センターにあつては、同表第3項）に掲げる当該利用に要する費用の100分の10に相当する額及び別表6第2項（市外に所在する支援センターに

あつては、同表第3項)に掲げる当該利用に要する費用の全額を受託者に支払うものとする。ただし、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が第67条第1項の規定による決定を受けた利用期間の初日の属する年度(当該日が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者に該当するとき又はサービスを利用した月において被保護者に該当するときは、無料とする。

3 前項の規定にかかわらず、支援センターⅡ型又は支援センターⅢ型のサービスに要した費用が別表6に掲げる費用を超えた場合、その超えた額は、全額申請者の負担とする。

4 送迎(支援センターⅠ型に限る。)、食事、教材費等に要した費用については、実費負担として、申請者が受託者に支払うものとする。

## 第11章 生活サポート事業

### (事業の内容)

第73条 この事業は、法第19条第1項に規定する支給決定を受けていない者(次条において「未受給者」という。)の日常生活を支援することを目的とし、居宅介護事業者等を派遣し、家事援助等(以下この章において「生活サポート事業」という。)を行う。

### (対象者)

第74条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、未受給者であつて、福祉事務所長が日常生活の支援が必要と認めたものとする。

### (申請)

第75条 生活サポート事業のサービスを利用しようとする者(対象者、その保護者又はその扶養義務者)は、地域生活支援事業サービス利用申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

### (利用の決定)

第76条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、生活サポート事業利用(変更)決定(却下)通知書(別記様式第36号。第79条において「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用を決定したときは、生活サポート事業利用(変更)委託通知書(別記様式第37号)により、受託者に通知するものとする。

### (変更申請)

第77条 前条第1項の規定により利用決定を受けた申請者は、生活サポート事業のサービスの内容等を変更しようとするときは、地域生活支援事業サービス利用変更申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

### (変更の決定)

第78条 福祉事務所長は、前条の変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の変更の可否を決定し、生活サポート事業利用(変更)決定(却下)通知書により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の変更を決定したときは、生活サポート事業利用(変更)委託通知書により、受託者に通知するものとする。

### (利用の方法及び利用時間)

第 79 条 利用者が生活サポート事業のサービスを利用するときは、受託者に決定通知書を提示し、依頼するものとする。

2 利用時間は、30 分を単位とし、1 月の利用時間は 10 時間までとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の期間)

第 80 条 生活サポート事業のサービスを利用できる期間は、第 76 条第 1 項の規定による決定の日から起算して 1 年以内とする。

(費用負担)

第 81 条 申請者は、法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（次項において「基準額」という。その額が現に生活サポート事業に要した費用（同条第 1 項に規定する特定費用を除く。）を超えるときは、当該現に生活サポート事業に要した費用）の 100 分の 10 に相当する額を受託者に支払うものとする。ただし、対象者が生活サポート事業を利用した月において被保護者に該当するときは、無料とする。

2 生活サポート事業に要した費用が基準額を超えた場合、その超えた額は、全額申請者の負担とする。

## 第 12 章 視聴覚障害者生活支援事業

(事業の内容)

第 82 条 この事業は、障害者及び障害児の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進するために日常生活上必要な訓練及び指導（以下「視聴覚障害者生活支援」という。）を行う。

(具体的な業務)

第 83 条 この事業は、利用者のニーズに応じて、次の業務を実施する。

(1) 歩行訓練 白杖による単独歩行又は盲導犬による基礎歩行の訓練及び指導

(2) コミュニケーション訓練 手話、指文字、点字、音声パソコン、墨字、補聴器、拡大読書器、情報支援装置等を使用する訓練及び指導

(3) 日常生活動作訓練 調理、裁縫、身辺処理、掃除、買い物等の訓練及び指導

(4) 福祉サービス利用訓練 移動支援事業、コミュニケーション支援事業等の福祉サービスを利用する訓練及び指導

(対象者)

第 84 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する在宅の者のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、他市町村支給決定者及び法第 5 条第 12 項に規定する自立訓練に係る訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定を受けている者は、対象者としなない。

(1) 途中で失明又は失聴をした者

(2) 視覚障害者又は聴覚障害者であって、その者の介護者が障害、疾病、高齢、就労等により介護することが困難となったもの

(申請)

第 85 条 視聴覚障害者生活支援を受けようとする者は、地域生活支援事業サービス利用申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第 86 条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、視聴覚障害者生活支援事業利用（変更）決定（却下）通知書（別記様式第 38 号。第 89 条において「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用を決定したときは、視聴覚障害者生活支援事業利用（変更）委託通知書（別記様式第 39 号）により、受託者に通知するものとする。

（変更申請）

第 87 条 前条第 1 項の規定により利用決定を受けた申請者は、視聴覚障害者生活支援の利用時間等を変更しようとするときは、地域生活支援事業サービス利用変更申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第 88 条 福祉事務所長は、前条の変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の変更の可否を決定し、視聴覚障害者生活支援事業利用（変更）決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の変更を決定したときは、視聴覚障害者生活支援事業利用（変更）委託通知書により、受託者に通知するものとする。

（利用の方法及び利用時間）

第 89 条 利用者が視聴覚障害者生活支援を利用するときは、受託者に決定通知書を提示し、依頼するものとする。

2 利用時間は、1 時間を単位とし、1 月の利用時間は 30 時間までとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用の期間）

第 90 条 視聴覚障害者生活支援を利用できる期間は、第 86 条第 1 項の規定による決定の日から起算して 1 年 6 月以内とする。

（費用負担）

第 91 条 この事業に係る申請者の負担額は、無料とする。

2 交通機関の利用、食事、教材等に要した費用については、実費負担として、申請者が受託者に支払うものとする。

## 第 13 章 介助用自動車改造費助成事業

（事業の内容）

第 92 条 この事業は、重度身体障害者等を介助する者の負担軽減及び重度身体障害者等の社会参加促進を図ることを目的とし、重度身体障害者等の外出を容易にするために必要な自動車の改造に要する経費の一部を助成する。

（定義）

第 93 条 この章において「自動車の改造」とは、重度身体障害者が車椅子に乗って安全に乗降することができるようリフト付き、回転シート付き又は超低床に自動車を改造すること（既に同様の装備が設けられている自動車（以下「改造自動車」という。）を購入することを含む。）をいう。

（対象者）

第 94 条 この事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、第 1 号又は第 2 号に該当

し、かつ、第3号及び第4号に該当するものとする。ただし、他市町村支給決定者は、対象者としなない。

- (1) 身体障害者手帳所持者のうち、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものであって、常時車いすを使用している在宅のもの
- (2) 難病患者等のうち、障害の程度が前号に規定する程度と同程度で、かつ、常時車いすを使用している在宅のもの
- (3) 改造を行った月の属する年の前年（1月から6月までの間の自動車の改造に係る助成にあっては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する者
- (4) 過去7年間にこの章に定める介助用自動車改造費助成事業による助成を受けていない者  
（助成額）

第95条 助成額は、自動車の改造に要する費用（改造自動車を購入する場合にあっては、その改造に要した費用に限る。）の2分の1に相当する額とし、別表7に掲げる区分に応じ同表に定める額を限度とする。ただし、助成額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第96条 改造費の助成を受けようとする者（対象者、その保護者又はその扶養義務者をいう。）は、当該自動車の改造後6か月以内に、介助用自動車改造費助成申請書（別記様式第40号）に、改造を行った業者の見積書等（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）及び改造後の自動車に係る自動車検査証又は軽自動車届出済証の写を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第97条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、介助用自動車改造費助成決定（却下）通知書（別記様式第41号）により、申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第98条 市長は、前条の規定により助成の決定を申請者に通知したときは、その月の翌月の末日までに助成金を支給するものとする。

## 第14章 利用者負担額

（負担上限月額）

第99条 対象者が次に掲げる場合の負担上限月額は、次の各号ごとに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。次項において「令」という。）第17条第1項に規定する額とする。

- (1) この要綱に定める移動支援事業のサービスのみを利用した場合
- (2) この要綱に定める重度身体障害者訪問入浴サービス事業のサービスのみを利用した場合
- (3) この要綱に定める日中一時支援事業のサービスのみを利用した場合
- (4) この要綱に定める地域活動支援センター事業のサービスのみを利用した場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、この要綱に定める日常生活用具給付事業のサービス

のみを利用した場合の負担上限月額は、令第 43 条の 3 に規定する額とする。

(高額利用者負担額の支給)

第 100 条 市長は、対象者、その保護者又はその扶養義務者が前条に定める負担上限月額を超えて費用の負担をした場合は、その超えた部分に相当する額（以下「高額利用者負担額」という。）を、当該対象者、その保護者又はその扶養義務者に支給するものとする。

(高額利用者負担額の申請)

第 101 条 前条の規定により高額利用者負担額の支給を受けようとする者は、高額利用者負担額支給申請書（別記様式第 42 号）に当該費用の支払いを証する書類を添付し、福祉事務所に提出しなければならない。

2 高額利用者負担額の申請の期限は、高額利用者負担額に係る費用を支払った日の属する月の翌月から起算して 1 年を経過する日までとする。

(高額利用者負担額の決定)

第 102 条 福祉事務所に提出を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る高額利用者負担額を決定する。

(高額利用者負担額の支払い)

第 103 条 市長は、前条の規定により決定した高額利用者負担額を、速やかに申請者に支払うものとする。

## 第 15 章 補則

(給付又は助成等の額の返還)

第 104 条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの要綱に定める給付又は助成等を受けた障害者又はその保護者（扶養義務者を含む。）があるときは、その者から当該給付又は助成等をした額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 105 条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。ただし、第 3 章の規定は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」（平成 12 年障第 267 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）及び「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」（平成 12 年障第 268 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）によってなされた手続き、その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

(野々市町重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の廃止)

3 野々市町重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成 17 年野々市町告示第 47 号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表5及び別表6の改正規定（別表5第2項に係る部分に限る。）は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の野々市町地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の野々市町地域生活支援事業実施要綱別表2の規定は、この要綱の施行の日以後の移動支援事業の利用分から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年8月7日から施行する。  
（野々市町身体障害者介助用自動車改造費助成事業実施要綱の廃止）
- 2 野々市町身体障害者介助用自動車改造費助成事業実施要綱（平成8年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の野々市町地域生活支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のサービス利用分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年10月31日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この要綱による改正後の野々市町地域生活支援事業実施要綱第99条第2項の規定は、平成24年4月1日以後のサービス利用分について適用し、同日前のサービス利用分については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の野々市町地域生活支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のサービス利用分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。